

平成26年度障害福祉サービス事業者等集団指導

障害福祉サービス事業運営に 係る注意事項について

平成27年3月19日

岐阜県健康福祉部障害福祉課

1. 指定基準について

サービス提供責任者の資格要件

○サービス提供責任者の資格（一部抜粋）

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
介護福祉士	○	○	—	○ + 同行援護従業者 養成研修 (一般・応用)
居宅介護職員 初任者研修修 了者	△ + 実務経験3年	△ + 実務経験3年	—	△ + 実務経験3年 + 同行援護従業者 養成研修 (一般・応用)
行動援護従業 者養成研修修 了者	—	—	△ + 実務経験3年	—
同行援護従業 者養成研修修 了者（一般・ 応用）	—	—	—	○

・ 行動援護、同行援護については、経過措置あり

サービス管理責任者の資格要件

実務経験
(5～10年)



- ・相談支援従事者初任者研修
- ・サービス管理責任者研修

○サービス管理責任者研修の分野

研修分野	指定障害福祉サービス
介護	療養介護
	生活介護
地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練）
	共同生活援助
就労	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）

【Check！】

・新規事業所については、1年以内に相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者研修を修了すること。（H30.3.31まで）

※平成29年4月1日以降に事業開始した場合は、平成30年3月31日まで

・サービス管理責任者が変更する場合は、必ず資格要件を確認すること。

サービス管理責任者の業務

- ・ 個別支援計画の作成を行う。
- ・ 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- ・ 自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。
- ・ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

【主な業務】

- ① 個別支援計画の作成に関する業務
- ② 利用者に対するアセスメント
- ③ 利用者との面接
- ④ 個別支援計画作成に係る会議の運営
- ⑤ 利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付
- ⑥ 個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ⑦ 定期的なモニタリング結果の記録
- ⑧ 個別支援計画の変更(修正)
- ⑨ 支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑩ サービス提供職員への技術的な指導と助言
- ⑪ 自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

見直し時期	6ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上
種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 共同生活援助 ・ 就労継続支援A型・B型 ・ 障害児通所支援 ・ 障害児入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援

児童発達管理責任者の資格要件

実務経験
(5～10年)



- ・ 相談支援従事者初任者研修
- ・ 児童発達管理責任者研修

児童発達管理責任者の業務

- ・ 児童発達支援計画の作成を行う。
- ・ 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- ・ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

【主な業務】

- ① 児童発達支援計画の作成に関する業務
- ② 利用者に対するアセスメント
- ③ 利用者との面接
- ④ 児童発達支援計画作成に係る会議の運営
- ⑤ 利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付
- ⑥ 児童発達支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ⑦ 定期的なモニタリング結果の記録

- ⑧ 児童発達支援計画の変更(修正)
- ⑨ 支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑩ サービス提供職員への技術的な指導と助言
- ⑪ 利用者又は家族に対する相談、助言

【Check!】

- ・ 新規事業所については、1年以内に相談支援従事者初任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了すること。(H30.3.31まで)
- ・ H27.4.1前から事業を行っている場合は、H28.3.31までに、H29.4.1以降に事業を開始した場合は、H30.3.31までに修了すること。

管理者・施設長の資格要件

種別	資格要件
療養介護	・ 医師
生活介護	・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者
就労継続支援A型	・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ・ 企業を経営した経験を有する者
就労継続支援B型	
障害者支援施設	・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者

【Check！】

他の指定障害福祉サービスの管理者については、資格要件は特に定めがない。

○社会福祉法(抜粋)
(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

管理者の業務

- ・従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- ・従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

【主な業務内容】

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②利用者負担額の受領及び管理
- ③介護給付費の額に係る通知等
- ④提供するサービスの質の評価と改善
- ⑤利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑥利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑦利用者家族との連携
- ⑧緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑨従業者及び業務の一元的管理

【管理者の兼務について】

- ・管理業務に支障がない場合のみ認められる。
- ※各サービス種別ごとに基準を確認すること。

種別	職種
居宅介護など居宅系サービス	サービス提供責任者又は従業者
療養介護・生活介護・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・短期入所	サービス管理責任者又は従業者
障害児通所支援	児童発達支援管理責任者又は従業者

相談支援専門員の資格要件

実務経験
(5～10年)



- 相談支援従事者初任者研修
- or
- 相談支援従事者現任者研修

【Check!】

- ・ 5年ごとに「相談支援従事者現任者研修」の受講が必要。
- ・ 相談支援専門員を変更する場合は、必ず資格要件を確認。

相談支援専門員の業務

【主な業務】

- ①生活全般に係る相談、情報提供
- ②利用者に係るアセスメントの実施
- ③サービス利用計画の作成と変更
- ④サービス利用計画の説明と交付
- ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施)
- ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ⑦障害福祉施設等との連携等

常勤・専従

○常勤

各事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していること。（週32時間を下回る場合は、週32時間を基本とする。）

【Point！】

- ・ 週32時間を下回る場合は、常勤とみなされない。
- ・ 各法人の就業規則において規定すること。

○専従

サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないこと。

【Point！】

- ・ 勤務時間中に他の職務に従事できない。
サービス管理責任者兼生活支援員はダメ！

○職種別常勤・専従

職種	常勤	専従	備考
管理者	○	△	他の職務と兼務可
サービス提供責任者	○	○	
サービス管理責任者	○	○	
児童発達支援管理責任者	○	○	
看護職員	×	○	
生活支援員	△	○	1人以上は、常勤
職業指導員	△	○	1人以上は、常勤
相談支援専門員	×	△	他の職務と兼務可
指導員又は保育士	△	○	1人以上は、常勤

○多機能型事業所の特例

・多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置される従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く。)間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。

- ・管理者及びサービス管理責任者は、1人以上配置
- ・従業者間の兼務は、不可

常勤換算方法

従業員の勤務延べ時間数を常勤の従業員が勤務すべき時間数で除すること。

例)



20h



$$20h \div 40h = 0.5人$$



40h



$$40h \div 40h = 1.0人$$



12h



$$12h \div 40h = 0.3人$$

○前年度の平均値

新規・新設・増床（6ヶ月未満）	利用定員の90%
6ヶ月～1年未満	直近6ヶ月の平均利用者数
1年以上	前年度の平均利用者数
減少（3ヶ月以上）	3ヶ月の平均利用者数

(例)就労継続支援A型事業所の従業員の配置

【事業所の概要】

○前々年度の平均利用者数：15名 ○前年度の平均利用者数：18名

総数：常勤換算で、利用者を10で除した数以上

$$\begin{aligned} \text{○総数} &= \text{平均利用者数} \div 10 \\ &= 1.5 \end{aligned}$$



職業指導員

1.0



生活支援員

0.5

【前年度】

$$\begin{aligned} \text{○総数} &= \text{平均利用者数} \div 10 \\ &= 1.8 \end{aligned}$$



職業指導員

1.0



生活支援員

0.8

0.3
追加

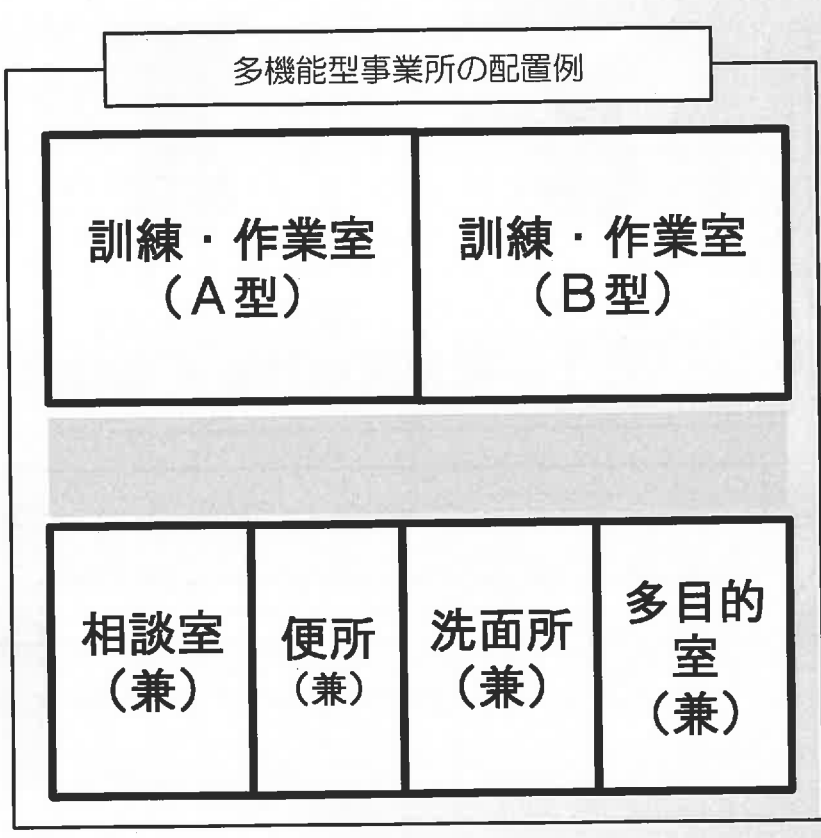
【今年度】

【Check!】

- ・毎年4月には、人員配置を満たしているか確認が必要

設備基準

- 訓練・作業室・・・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 相談室・・・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 洗面所及び便所・・・利用者の特性に応じたものであること。
- 多目的室その他運営に必要な設備

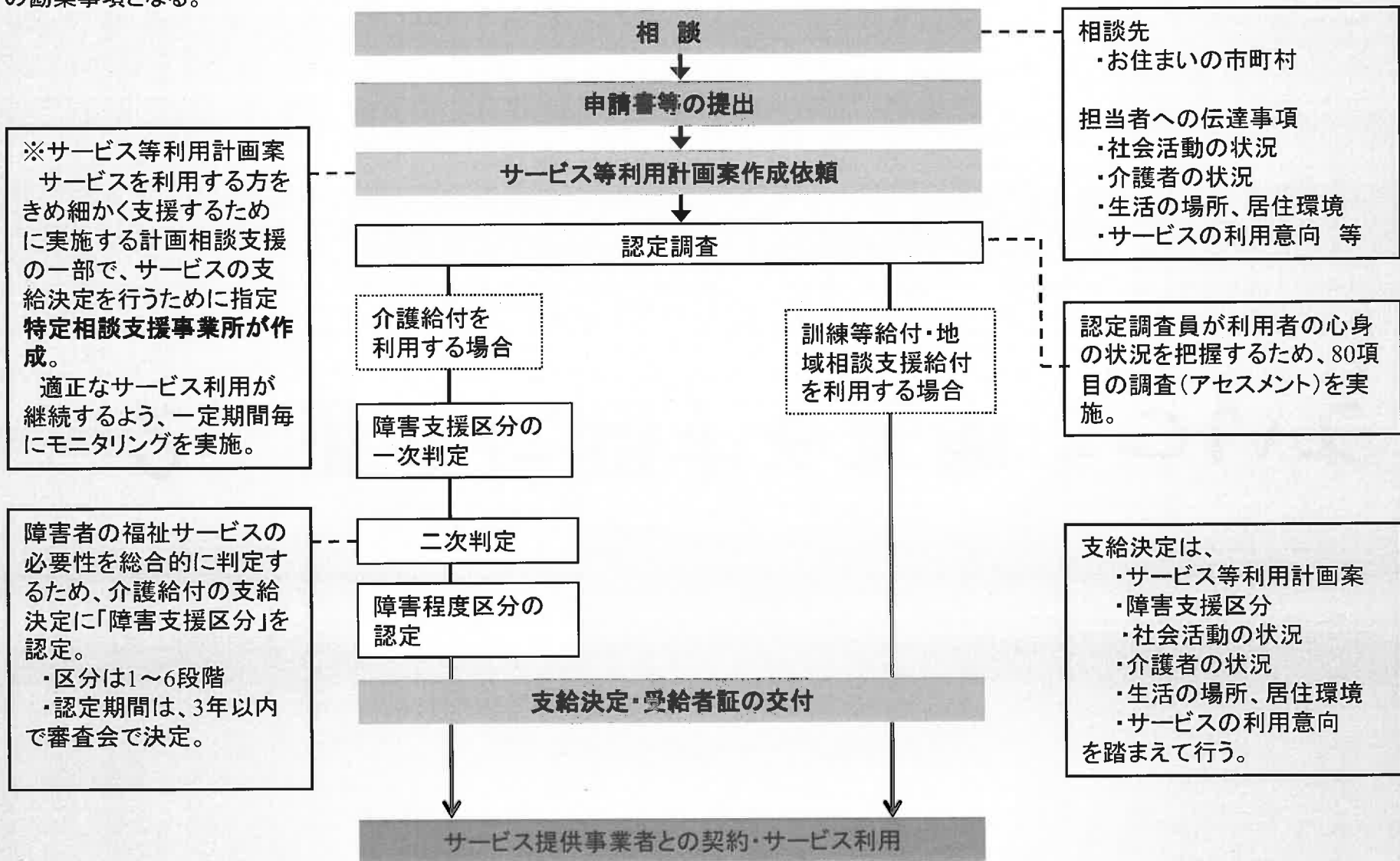


2. 運営に関する基準について

相談～支給決定～サービス利用までの流れ

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するため、手続きや基準を透明化・明確化している。

そのため、介護給付では、全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、市町村に設置される審査会において、障害支援区分を審査判定する。この障害支援区分は、社会活動の状況、サービスの利用意向とともに介護給付費等の支給決定をするための勘案事項となる。



主な利用の流れ

1. 利用申込

- 契約書・重要事項説明書交付・説明・同意

2. 契約支給量の報告

- 市町村へ報告

3. サービス提供の記録

- 利用者の確認

4. 利用者負担額の受領

- 領収証の交付

5. 訓練等給付費額等の通知

- 利用者へ代理受領の通知

1. 利用申込

- ・ 障害の特性に応じた適正な配慮し（ルビ版、拡大文字版、点字版、テープ版など）、運営規定の概要、従業者の勤務体制、重要事項を示した文書を交付し、説明を行う。
- ・ 利用申込者の同意を得る。（契約書、重要事項説明書）

【重要事項説明書】

- ・ 事業者、事業所・施設の概要
- ・ 運営規程の概要
- ・ 管理者の氏名及び従業者の勤務体制
- ・ 提供するサービスの内容とその料金
- ・ その他費用
- ・ 利用料、その他費用の請求及び支払い方法
- ・ 秘密保持と個人情報の保護
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 緊急時の対応方法
- ・ 苦情解決の体制及び手順、苦情相談窓口、苦情・相談の連絡先
- ・ 虐待防止
- ・ 事業者、事業所・施設、利用者による説明確認欄
- ・ サービス提供開始年月日 など

【利用者の同意・契約】

- ・ 児童（18歳未満） → 保護者（支給決定を受けている者）
 - ・ 20歳未満の未成年者 → 利用者本人及び法定代理人
 - ・ 成年後見人・未成年後見人 → 当該後見人
- ※署名又は押印を受けること。

【法人の契約】

- ・ 法人の代表者
- ・ 代表以外の場合は、権限の委任等について、規定を整備

2. 契約支給量の報告

- ・ 契約支給量を受給者証に記載する。
- ・ 市町村に対して、受給者証記載事項等を報告する。

(十)

番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄	
I	事業者及びその 事業所の名称	
	サービス内容	事業者確認印
	契約支給量(ノ月) 日	
	契約日 平成 年 月 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日 平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供期間	
	事業者及びその	

事業者、事業所の名称、サー
ビスの内容、契約支給料、契
約日などを記載する

3. サービス提供の記録

- ・ 提供日、具体的な内容、その他必要事項をその都度記録する。
- ・ 記録に際し、提供したことについて支給決定障害者の確認を受ける。

【記録】

- ・ 後日一括して記録するのではなく、サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受ける。（療養介護、GH、施設入所支援、障害児入所支援）
- ・ 給付費の請求の証拠となるので、正確に記録する。

4. 利用者負担額の受領

- ・ 利用者負担額の支払いを受ける。
- ・ 食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、日用品費などについて、支払いを受けることができる。
- ・ 支払いを受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・ あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い支給決定障害者の同意を得なければならない。

【利用者負担】

- ・ 重要事項説明書等で事前に説明・同意。（加算を算定した場合もその際に説明・同意）
- ・ 一定期間ごとに精算、返金。
- ・ 送迎加算を算定している場合は、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に徴収可。
- ・ その他の日常生活費は、利用者の自由な選択に基づくもの。
（障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
（H18 障発第1206002号厚生労働省通知））

5. 訓練等給付費額等の通知

- ・ 給付費の支払いを受けた場合は、利用者に対して、訓練等給付費の額を通知しなければならない。

【代理受領】

- ・ 本来の受領者である利用者に対して、代理受領の金額等を書面により通知を行う。

提供拒否の禁止等

- ・ 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒んではならない。

【正当な理由】

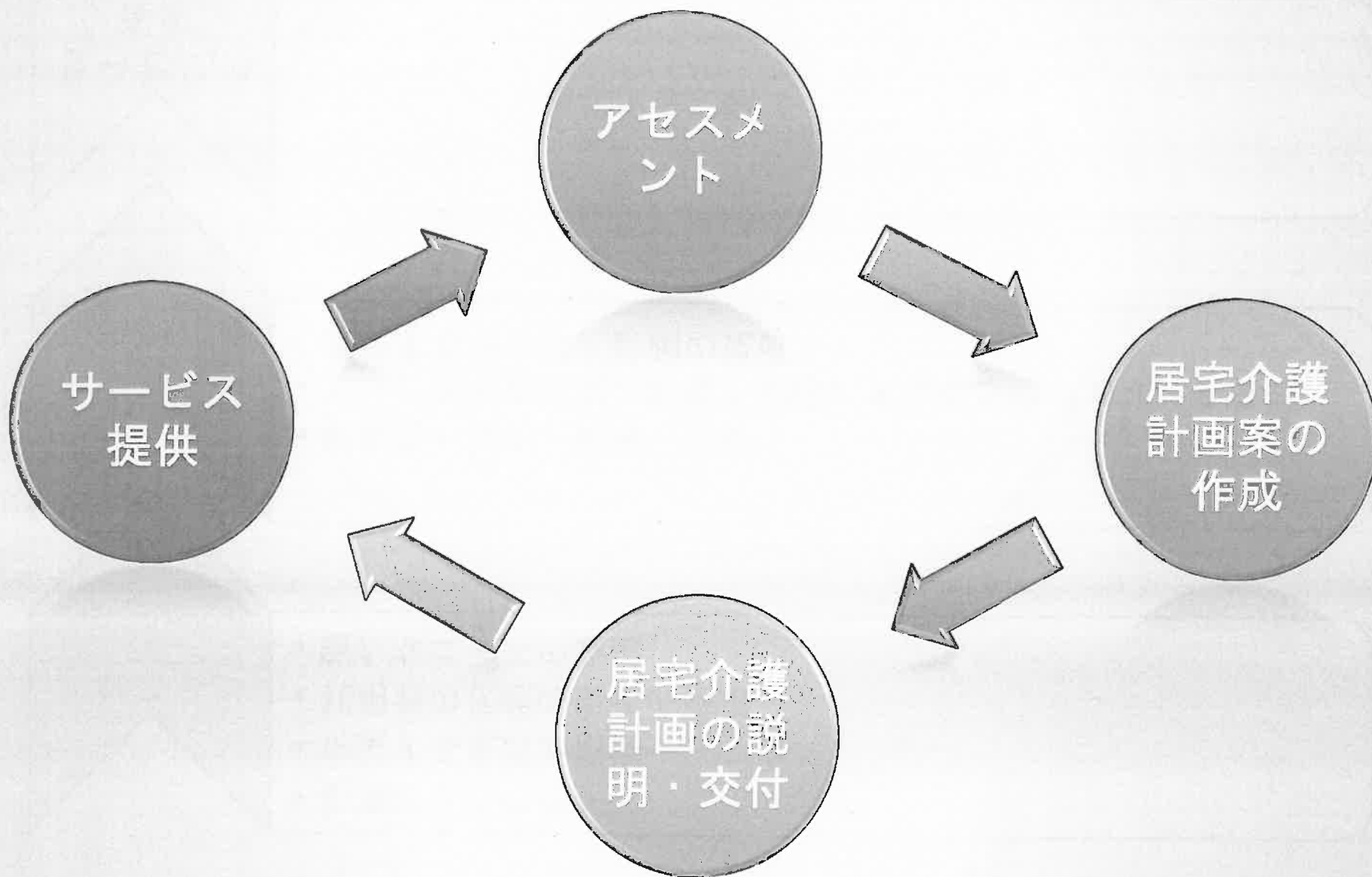
- ・ 事業所の現員から利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が、通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

※通常の事業の実施地域外のサービスの提供、運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合のサービス提供を禁じるものではない。

- ・ サービス提供が困難である場合は、必要な措置を講じなければならない。

利用申込が断る場合には、その理由を十分に説明し、了解を得たうえで、適当な他の指定事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じること。

居宅介護計画等の作成



アセスメント

- 初期状態の把握
- 希望する生活の把握
- 利用者の状態の変化の確認
- 新たなニーズの確認

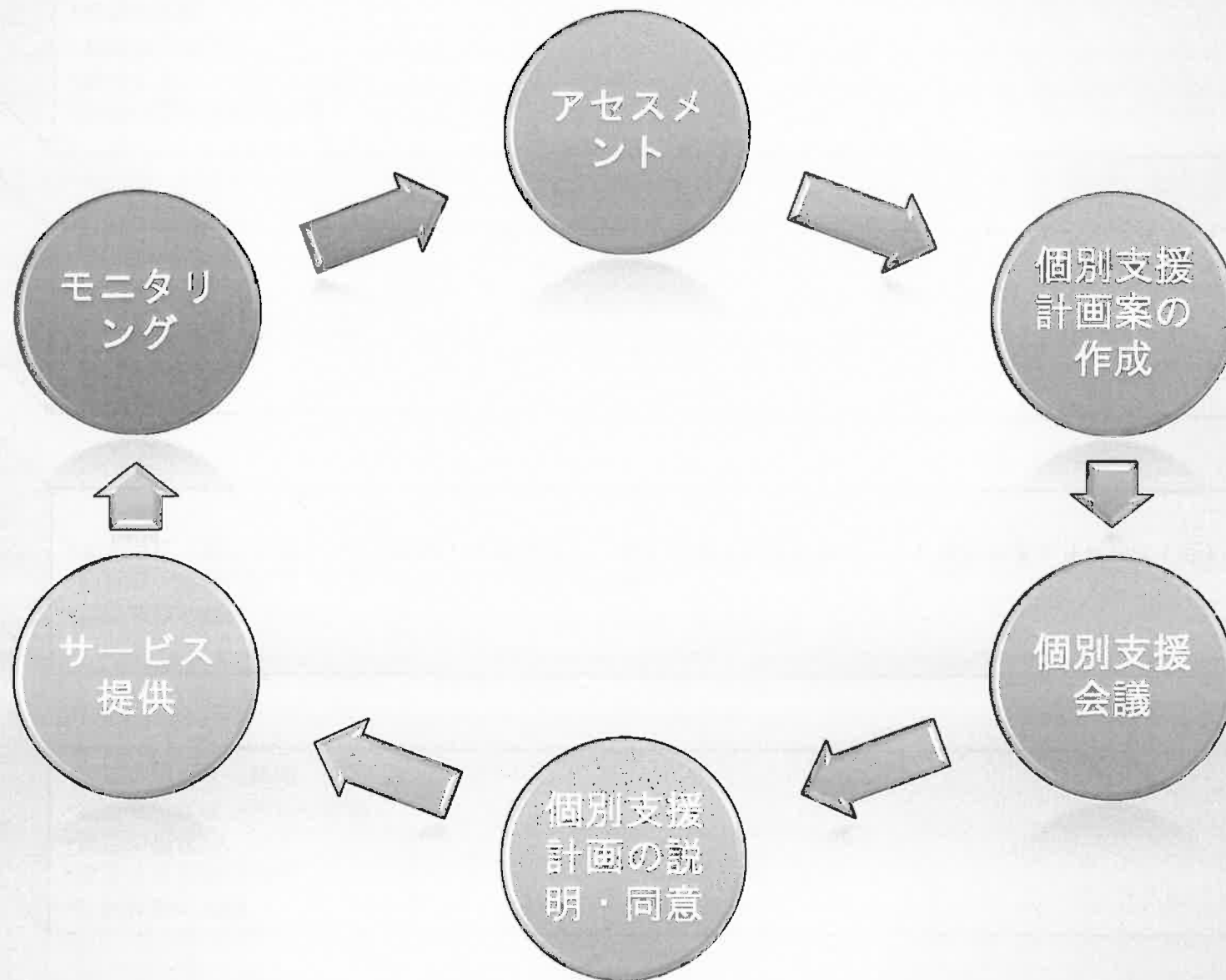
居宅介護計画等の作成

- 利用者へ説明・同意・交付
- サービス提供時間の計画と実際に大幅な乖離があり、今後も、継続する場合は、計画の見直し

サービスの提供

- サービスの実施状況を記録

個別支援計画の作成



アセスメント

- 初期状態の把握
- 希望する生活の把握
- 課題の把握
- 利用者の状態の変化の確認
- 新たなニーズの確認

個別支援計画の作成

- 検討会議の開催
- 利用者へ説明・同意・交付（変更がない場合も同様）
- 6ヶ月に1回は見直し（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援は3ヶ月に1回）

サービスの提供

- サービスの実施状況を記録

モニタリング

- 目標の達成状況の把握
- 提供したサービスの評価
- 利用者との面接
- 結果の記録

勤務体制の確保等

- ・ 従業者の勤務体制を定めなければならない。
- ・ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

- ・ 勤務予定表を事業所ごとに作成されている。
- ・ 勤務予定表に、管理者の勤務予定が記載されている。
- ・ 人員基準が満たされているか確認している。
- ・ 勤務予定表に勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係を記載されている。
- ・ 勤務条件が雇用契約書等で明確となっている。
- ・ 研修が計画されている。
- ・ 研修の実施記録が保管されている。

衛生管理等

- ・ 感染症マニュアル等を整備し、従業者に周知し、感染予防に必要な措置を講じなければならない。
- ・ 事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理しなければならない。

定員の遵守

- ・ 利用定員を超えて、サービスの提供を行ってはならない。

災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合のみ

「利用の申込があったので受け入れた」は、やむを得ない事情にはあたらない

減算にならないからいい。

このような考えは間違い。

- 必要があれば、定員の変更を行うこと。
- 障害福祉課へ相談すること。

非常災害対策・事故対応

- ・ 消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。
- ・ 非常災害に関する計画を立て、非常災害事の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。
- ・ 事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- ・ 消防計画の策定
- ・ 関係機関への通報及び連絡体制の整備(各種マニュアルの整備、職員や利用者への周知、避難訓練など)
- ・ 事故・ヒヤリ・ハット事例等の記録
- ・ 再発防止の取り組み
- ・ 県、市町村への報告

○社会福祉施設等内事件・事故等マニュアル

・ホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-iryu/kenko/keikaku-kenko/shisetsu-jiko.html>

☆連絡先☆

事務所名	TEL	FAX
西濃振興局 福祉課	0584-73-1111	0584-74-9428
西濃振興局揖斐事務所 福祉課	0585-23-1111	0585-22-1829
中濃振興局 福祉課	0574-25-3111	0574-25-3934
中濃振興局中濃事務所 福祉課	0575-33-4011	0575-35-1492
東濃振興局 福祉課	0572-23-1111	0572-25-0079
東濃振興局恵那事務所 福祉課	0573-26-1111	0573-25-7129
飛騨振興局 福祉課	0577-33-1111	0577-33-1085
岐阜地域福祉事務所	058-272-1111	058-278-3526
岐阜保健所 健康増進課	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所 健康増進課	0584-73-1111	0584-74-9334
中濃保健所 健康増進課	0574-25-3111	0574-28-7162
東濃保健所 健康増進課	0572-23-1111	0572-25-6657
恵那保健所 健康増進課	0573-26-1111	0573-25-1174
飛騨保健所 健康増進課	0577-33-1111	0577-34-8327

揭示等

- ・ 事業所の見やすい場所に運営規程の概要等揭示しなければならない。
- ・ 重要事項について、ホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

- ・ 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関など重要事項説明書の内容の揭示
- ・ 事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談窓口、苦情解決の体制・手順

秘密保持

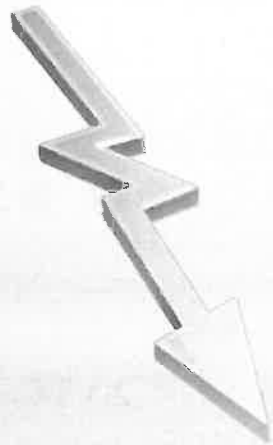
- ・ 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ・ 他の事業所へ利用者等の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかななければならない。

- ・ 従業員の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
- ・ 利用者及びその家族から個人情報の利用について同意を得ておくこと。

苦情への対応

- ・ 苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じる。
- ・ 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記録する。

苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要がある。



- ・ マニュアルの作成
- ・ 苦情受付の確立・体制整備
- ・ 再発防止（原因の解明・分析）
- ・ 第三者委員会の設置
- ・ サービスの自己評価・満足度調査
- ・ 研修会の開催

サービスの質の向上

身体拘束等の禁止

- ・生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・やむを得ず身体的拘束等行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

○身体拘束とは

- ・徘徊や転落を防ぐため車いすやベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵等で囲む。
- ・点滴等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミント型の手袋等を付ける。
- ・脱衣等を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 など

○身体拘束を行う場合

- ・身体拘束等の必要性が個別支援計画に位置づけられていること。
- ・利用者及び保護者の同意を得ていること。(個別支援計画の見直しの都度、同意をとることが望ましい。)
- ・実施する身体拘束等の態様、実施理由、時間、利用者等の状況等を記録すること。

○虐待防止

- ①県などが実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修」などに参加しているか。
- ②虐待防止のための職員研修を行っているか。
- ③毎月、職員に対して、虐待防止チェックリストなどで虐待を行っていないなど確認を行っているか。
- ④利用者、家族など第三者も含めた通報体制など情報伝達体制が整備されているか。
- ⑤市町村等への通報体制が整備されているか。

【参考】

「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」
 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室)

(参考※5)

虐待防止チェックリスト 職員用 (通所施設)

	よくある	時々ある	たまにある	ない
1. 通所者への体罰など				
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2. 通所者への差別				
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				

記録の整備

・ サービス提供に関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。

【保管すべき書類】

- ① 授業者名簿、勤務記録、従業者の資格証の写し
- ② 就労規則
- ③ 設備、備品記録
- ④ 法人決算書類
- ⑤ 消防計画
- ⑥ 個別支援計画及び計画作成の記録
- ⑦ サービス提供の記録
- ⑧ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
- ⑨ 自立支援給付費の請求に関する書類
- ⑩ 身体拘束等の記録
- ⑪ 苦情の内容等の記録
- ⑫ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑬ 送迎車両の運行記録
- ⑭ 運営規程
- ⑮ 指定申請書、変更届、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出
- ⑯ 県、市町村等への報告書類

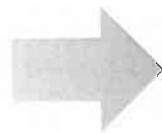
変更届

指定申請時に届け出た事項について変更があった場合は、10日以内に、その旨を指定申請を行った担当課に届け出ること。

「指定障害福祉サービス事業等の申請手続き等について」参照。

例)

- ・従業員が変更となった場合
- ・役員が変更となった場合
- ・運営規程の内容を変更した場合 など



変更届の提出が必要

介護給付費等算定に係る体制に関する届出

サービス提供時の報酬の算定にあたっては、「(体制様式(総括表))指定障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害福祉サービス等の提供を行う場合及び届出た体制に変更があった場合、事前に岐阜県知事等に届け出る必要があります。

- 報酬の加算等(算定される単位数が増えるものに限る)の算定の場合
 - ・届出が毎月15日以前になされた場合…翌月のサービス提供分から
 - ・届出が毎月16日以降になされた場合…翌々月のサービス提供分から
- 報酬の加算等がされなくなる場合
 - ・加算等が算定されなくなった事実が発生した日

○年度初めの取扱い

前年度実績に基づいて区分が変更(算定される単位数の増減にかかわらず)される報酬の加算等については、毎年度4月15日までに届出があった場合に、4月のサービス提供分から算定します。

※H27年度報酬改定に伴う体制届・処遇改善加算の届出については、別途提出日を定め、通知する予定である。(4月末までに届出がなされれば、4月からの算定が可能とする予定。)

※地域区分の変更については、県において、一括変更するため、体制届の提出は不要。

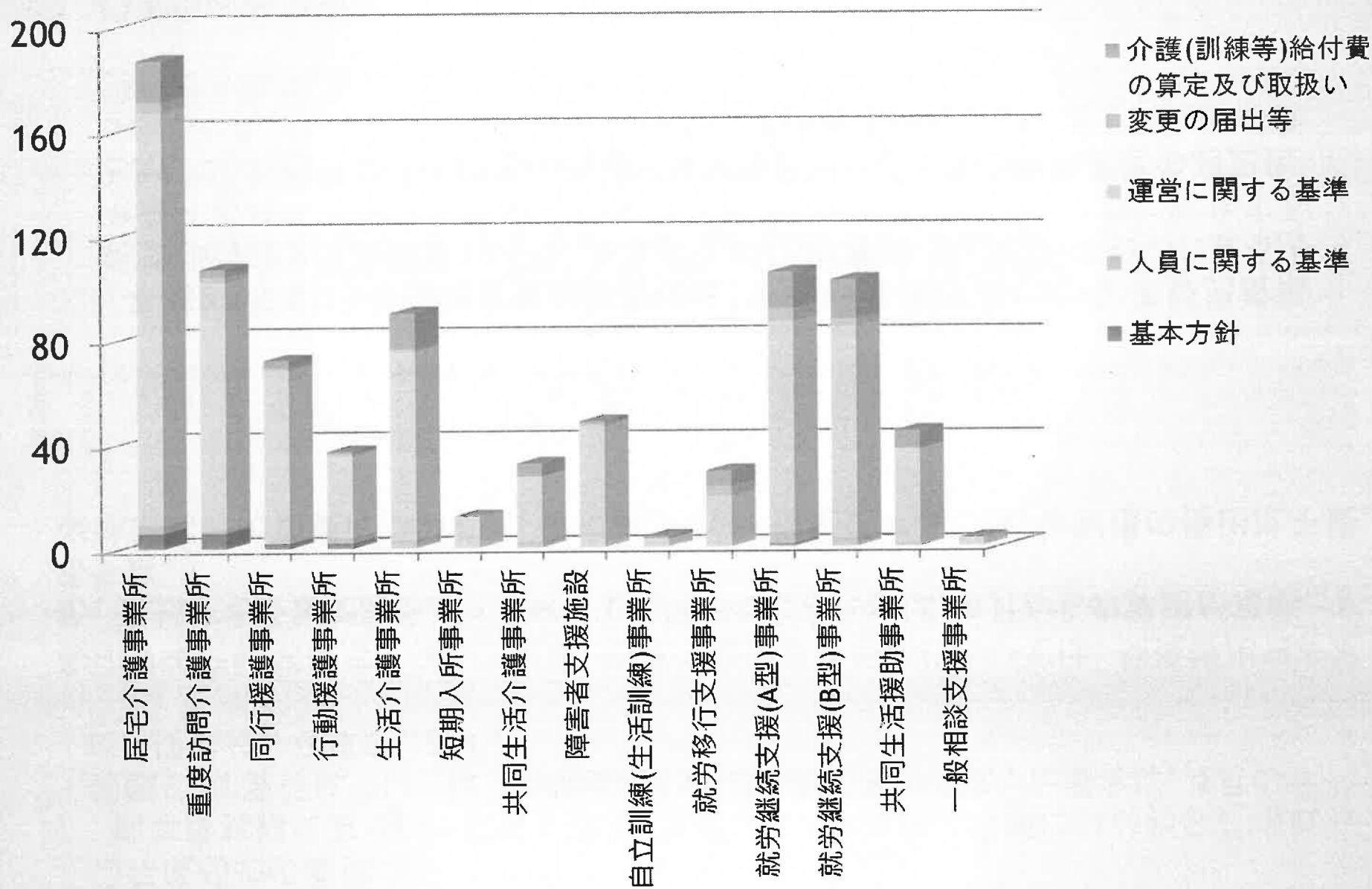
業務管理体制の届出

平成24年4月1日の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、障害者(児)施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

○実施内容の例

研修会の参加、職員研修、サービス実施内容、自立支援給付等の請求等のチェックなど

◎実地指導状況（H25）



◎平成25年度の主な指導事項

☆計画の作成

- 居宅介護計画・個別支援計画の作成者・同意日が記載されていない。
- 個別支援計画を利用者へ交付していない。
- 個別支援計画の見直しがされていない。
- 担当者会議を開催していない。
- 担当者会議を開催したが、記録が残っていない。

☆秘密保持等

- 個人情報の利用について、あらかじめ利用者等の同意が得られていない。
- 従業者等から、秘密保持の誓約書をとっていない。(退職時も同様。)

☆非常災害対策等

- 非常災害事の連絡体制等計画が整備されていない。
- 避難訓練を行っていない。
- 避難訓練にサービス管理責任者が参加していない。

☆内容及び手続きの説明及び同意

- 重要事項説明書に必要な項目が記載されていない。
- 利用者との契約していない。

☆契約支給量の報告

- 市町村へ契約内容の報告を行っていない。
- 受給者証に必要な事項を記載していない。

☆代理受領

○代理受領の通知を行っていない。

☆運営規程

○運営時間や従業者数が一致していない。

☆重要事項説明書

○運営規程等の内容と一致していない。

☆定員の遵守

○定員を超過している受け入れを行っている。

☆報酬関係

○土日に、支援員が不在で、支援していないにも関わらず、報酬を請求していた。(GH)

○定員超過しているが、減算を行っていない。(定員超過減算)

○欠席時対応加算をとっているが、記録が残っていない。(欠席時対応加算)

○居宅介護等における報酬が、計画に基づき請求されていない。

☆変更届

○運営規程等変更したが、変更内容の届け出がされていない。

○変更届が10日以内に届け出がされていない。

報酬告示・留意事項等に係る注意事項

○欠席時対応加算

急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があり、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行い、利用者の状況、相談援助の内容の記録をする必要があるが、連絡のあった日や内容の記録が不十分や記録がない。

○送迎加算

1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ週3回以上の送迎を実施する必要があるが、平均利用者の確認を行っていない。

○短期入所サービス

短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含む。
短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所した場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。

○短期入所サービス

日中においても短期入所サービスの提供する場合に、昼食の提供をもって判断することとし、昼食の提供を行わない場合は、日中においてサービスを提供していないと整理する。

○居宅介護サービス費の算定

居宅介護等を行った場合に、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき居宅介護等に要する時間に基づき算定されなければならないが、実際に要した時間により報酬を算定されていた。

○夜間支援体制加算

夜間支援対象者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均利用者数を準用して算定する。これらの計算過程において少数点以下の端数が生じる場合については、少数点第1位を四捨五入するものとする。

【例】

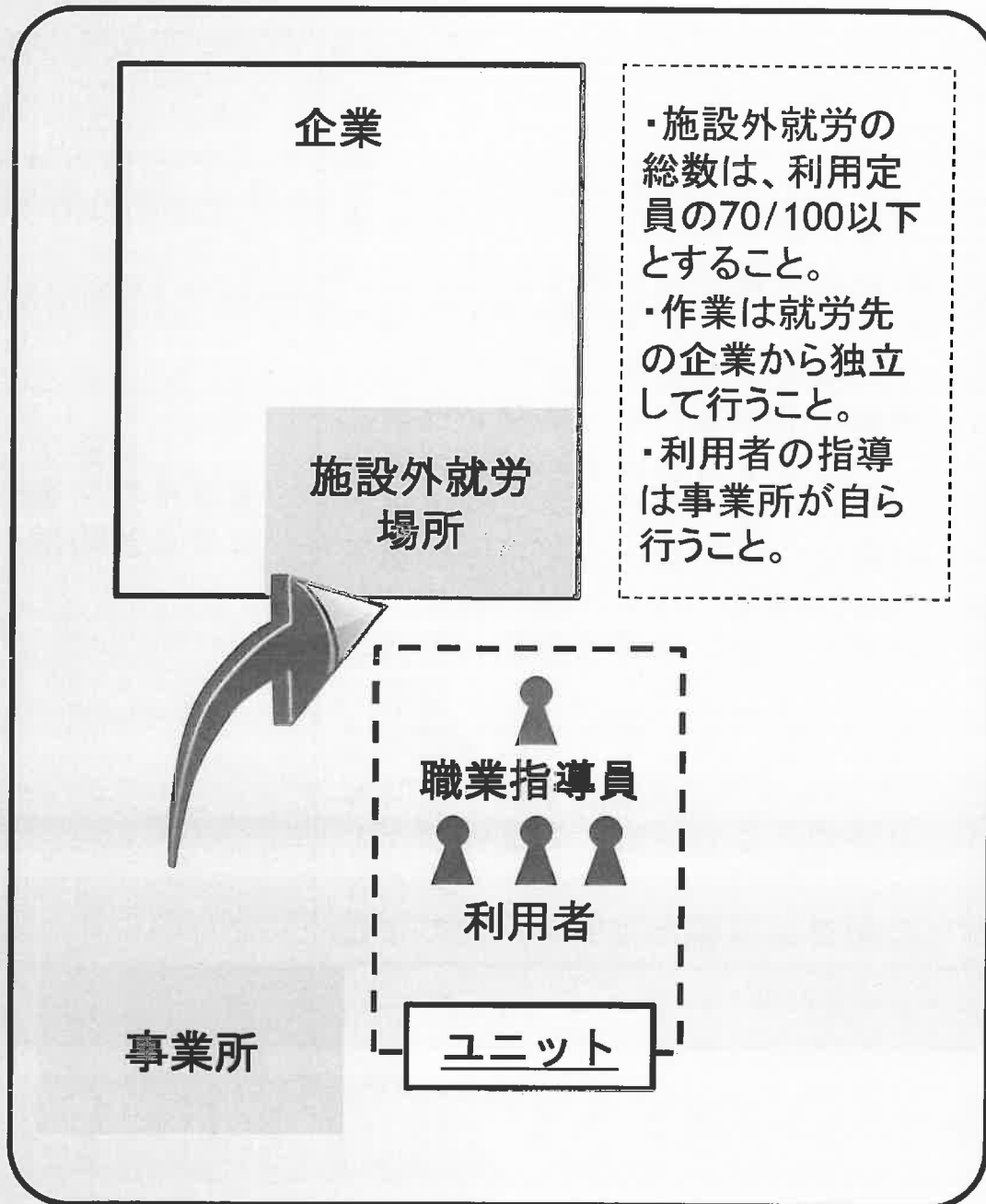
5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合

$1,570人 \div 365日 = 4.3人$ →夜間支援対象利用者数が、4人を算定

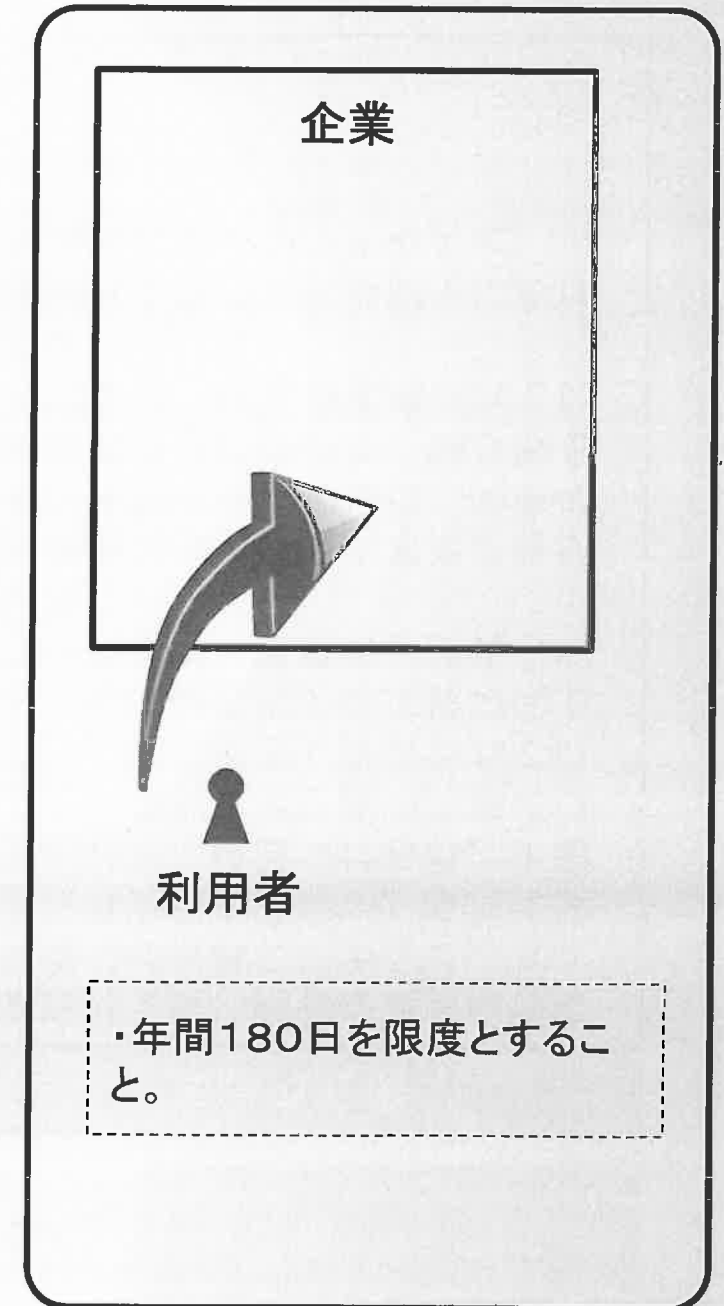
○施設外就労加算

月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とし、別に定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行う必要があるが、個別支援計画の位置づけや運営規程に記載がなく、全利用日数において施設外就労を行っていた。

○施設外就労



○施設外支援



施設外就労・施設外支援

	施設外就労	施設外支援
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>① 1ユニットあたり最低定員は3人以上 (人員配置は、報酬算定上必要とされる人数を配置)</p> <p>② 施設外就労の提供が、運営規程に位置づけられていること。</p> <p>③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資することが認められること。</p> <p>④ 緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。</p> <p>⑥ 月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。</p>	<p>① 施設外支援の内容が運営規程委に位置づけられていること。</p> <p>② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間ごとに個別支援計画の内容について、必要な見直しが行われているとともに就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められていること。</p> <p>③ 利用者又は実習受入事業者等から当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。</p> <p>④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>

【就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)】→H27.4.1改正予定

○食事提供加算

どのような場合に算定できるのか。

○原則として、当該施設内の調理室を使用して調理し、提供された場合に算定できる。

【例外】

- ・ 食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託する場合
→調理業務を外部に委託する場合など。
- ・ 施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、真空調理（真空パック）により調理を行う過程において、急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するものまたは、クックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について、衛生上適切な措置がなされている場合。

【算定不可】

- ・ 出前の方法
- ・ 市販のお弁当を注文

【注意点】

- ・ 利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されていることから、算定不可。

☆報酬に関するQ&A☆

- ・ 平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A
- ・ 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A
- ・ 相談支援に係るQ&Aについて
- ・ 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A

サービス管理責任者の不在

○A事業所において、サービス管理責任者が退職し、サービス管理責任者が不在となる。求人募集はしているが、まだ、決まっていない。

●新規の利用は？

→個別支援計画等作成できないため、新規の利用は控える。

●個別支援計画の見直しは？

→個別支援計画の作成は、サービス管理責任者が行うため、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算となる。(基本単位数の95%を算定)

●基本報酬は？

→人員基準を満たしていない月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、サービス管理責任者欠如減算となる。(基本単位数の70%を算定)

●事業所の開設は？

→長期間にわたる場合は、休止も検討する。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が不在となった場合、速やかに、障害福祉課・保健医療課へ連絡すること。

実施主体の変更について

実施主体の法人が変更となった場合の手続きは。

例えば

- NPO → 一般社団法人
- NPO → 株式会社

法人格が変更となる場合は、新規申請の手続き廃止の手続きとなります。速やかに相談すること。

※補助事業を受けている場合、財産処分の承認が必要となります。協議に時間を要する場合がありますので注意すること。

- 特定非営利活動法人○△□→特定非営利活動法人□△○

法人の名称が変更となる場合は、変更届を届け出ること。

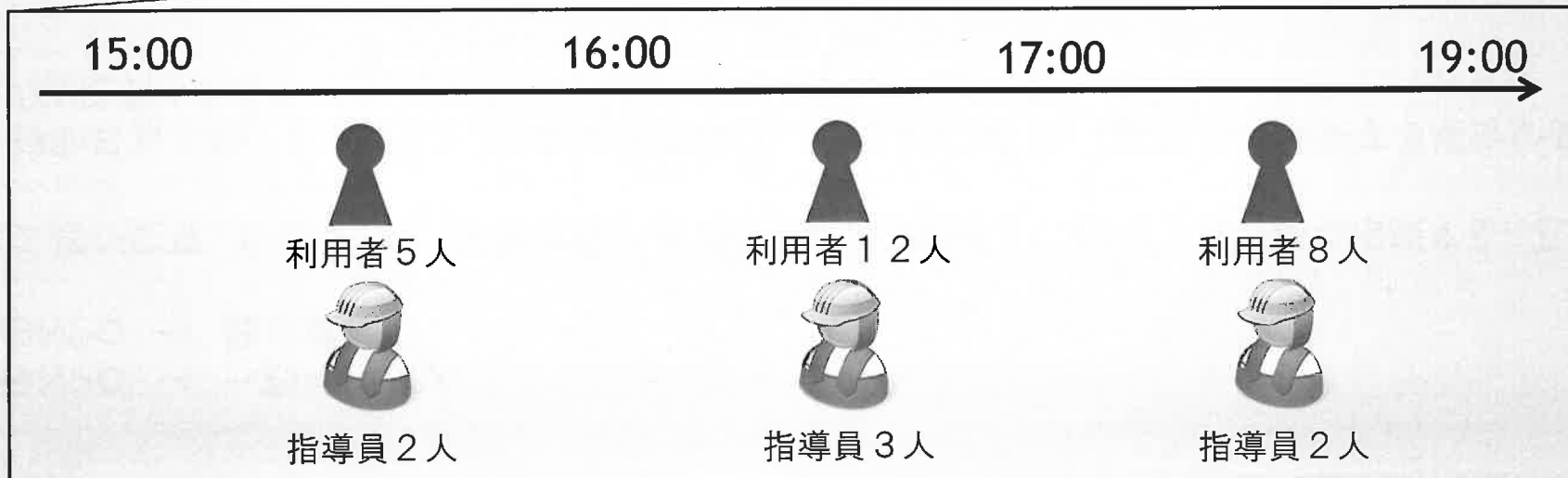
児童通所支援に係る注意事項

○人員配置

10:00

15:00

19:00



【放課後等デイサービス指導員又は保育士の配置基準（抜粋）】

- ・ 障害児の数が10人まで 2人以上
- ・ 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

【Point】

現に利用する人数に応じて、指導員の配置が必要となる。（常勤1人以上）

利用者負担の取扱い

障害福祉サービスを提供した場合は、支給決定障害者等から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、就労継続支援A型については、利用者負担減免の申請を行った場合に限り、減免することができる。

【「指定障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額について」（平成27年2月4日付け障第917号・保医第1622号障害福祉課長・保健医療課長通知）】

運営基準等のチェック

実施している障害福祉サービスが運営基準等に合致しているかを確認できるようセルフチェックを作成しました。

毎年1回は、セルフチェックにより、運営基準等を遵守しているかを確認してください。

実施した結果について、提出していただく場合があります。

○障害者総合支援法

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki/>

○児童福祉法

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki/zidou.html>

条例の一部改正について

●改正条例

1. 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
2. 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第85号)

●主な改正内容(予定)

- ・基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスの対象事業所の拡大
- ・指定放課後等デイサービスの従業者員数及び利用定員の規定を追加
- ・指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例期間の延長(平成30年3月31日まで)
- ・児童発達支援センターが、相談に応じ助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を追加。

●施行予定日:平成27年4月1日

同行援護の従業者の要件

1 サービス提供責任者の資格要件

次のア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者

ア) 次の①から⑤のいずれかに該当する者

①介護福祉士

②社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了した者

③介護職員基礎研修課程修了者

④ヘルパー1級

⑤ヘルパー2級+3年以上の実務経験(※1)

イ) 同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)の修了者(※2)

ウ) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者(※3)

※1 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が概ね540日以上であることを言う。

なお、実務経験に含まれる業務の範囲は、業務の範囲通知を参考とする。

※2 平成30年3月31日までの間はアに該当する場合、イの研修修了者とみなす。

※3 ウの「これに準ずる者」とは、社会福祉法人日本ライトハウスによる視覚障害生活訓練指導員研修、盲人歩行訓練指導員研修の修了者等をいう。

2 サービス提供者の資格要件

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

ア) 同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者(※4)(※5)

イ) 次の①から④のいずれかに該当し、1年以上の視覚障がいに関する実務経験を有する者(※6)

① 介護福祉士

② 実務者研修修了者

③ 介護職員基礎研修修了者

④ ヘルパー1級又はヘルパー2級

ウ) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者(※7)

※4 視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者及び視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者はアの研修修了者と同等とみなす。

※5 平成30年3月31日までの間はイの①から④のいずれかに該当する場合、アの研修修了者とみなす。

※6 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が概ね180日以上であることを言う。

なお、実務経験に含まれる業務の範囲は、業務の範囲通知を参考とする。

※7 ウの「これに準ずる者」とは、社会福祉法人日本ライトハウスによる視覚障害生活訓練指導員研修、盲人歩行訓練指導員研修の修了者等をいう。

行動援護の従業者の要件

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接支援に限る。)に3年以上従事した経験を有する者

注)平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者であっては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

2 サービス提供者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接支援に限る。)に1年以上従事した経験を有する者

注)平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者であっては、直接業務に2年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

地域区分

	6級地	その他
		岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市、坂祝町、関市、可児市、土岐市、各務原市、笠松町、羽島市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町
	3%	0%
居宅介護・重度訪問介護・同行機能・行動援護	10.18円	10円
療養介護	10円	
生活介護	10.18円	10円
短期入所	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.18円	10円
施設入所支援	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	10.18円	10円
就労移行支援	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.17円	10円
共同生活援助	10.24円	10円
計画相談支援	10.18円	10円
地域相談支援	10.18円	10円

			11級地	12級地	その他	
			岐阜市	大垣市、 多治見市、 美濃加茂 市	左記以 外の市 町村	
			4%	3%	0%	
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	10.25円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	10.24円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害の場合	10.30円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援（含：指定医療機関）			10円		
	放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害の場合		10.24円	10.18円	10円
		主たる対象が重症心身障害の場合		10.30円	10.23円	10円
	保育所等訪問支援			10.25円	10.19円	10円

				11級地	12級地	その他	
				岐阜市	大垣市、 多治見市、 美濃加茂市	左記以 外の市 町村	
				4%	3%	0%	
障害児入所支援	福祉型	知的障害の場合		併設する施設が主たる施設の場合	10.22円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	10.25円	10.19円	10円
		自閉症の場合			10.24円	10.18円	10円
		盲ろうあの場合	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.22円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	10.25円	10.19円	10円
			ろうあ	当該施設主たるたる施設の場合	10.24円	10.18円	10円
				当該施設が単独の場合	10.25円	10.19円	10円
				併設する施設が主たる施設の場合	10.26円	10.19円	10円
		肢体不自由の場合			10.24円	10.18円	10円

			11級地	12級地	その他
			岐阜市	岐阜市、 大垣市、 多治見市、 美濃加茂 市	左記以 外の市 町村
			4%	3%	0%
障害児入所支援	医療型 (含：指 定医療機 関)	自閉症の場合	10円		
		肢体不自由の場合	10円		
		重症心身障害の場合	10円		
障害児相談支援			10.24円	10.18円	10円


岐阜県のホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/>

申請・様式集

防災・防犯 | 環境 | 教育・文化
スポーツ | <らし | 健康・福祉 | 県土づくり | 産業・雇用 | 県政の運営

組織名で探す キーワードで探す Google™カスタム検索

 ようこそ岐阜へ
観光・物産
▶ 携帯サイトで見ると

[トップ](#) > [健康・福祉](#) > [福祉](#) > [障がい者福祉](#) > [障害者総合支援法・児童福祉法](#)

最終更新日:平成25年4月11日

岐阜県 障害者総合支援法・児童福祉法

■ 新着情報

- ・[指定基準等の条例を一部改正しました。\(H25.3.27\)](#)

■ 指定申請・給付関係 様式集

- ・[申請・様式集\(障害者総合支援法関係\)](#)
- ・[申請・様式集\(児童福祉法関係\)](#)
- ・[申請・様式集\(一般相談支援関係\)](#)

変更届・体制届

指定基準条例

制定条例及び対象サービス(平成25年10月16日現在)

制定条例 全文	対象サービス
1. 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)(PDF 334KB)	障害児の通所サービス
2. 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第83号)(PDF 646KB)	障害児の入所サービス
3. 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第84号)(最低基準)(PDF 341KB)	訪問系サービス、短期入所及び障害者支援施設を除く障害福祉サービス事業
4. 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第85号)(指定基準)(PDF 495KB)	障害者支援施設を除く障害福祉サービス事業

指定申請・給付関係

- ・申請・様式集(障害児)
- ・申請・様式集(児童)
- ・申請・様式集(一般)
- ・運営規定集

- ・厚生労働省等通知
- ・指定更新手続きについて
- ・障害支援区分

障害者総合支援法

指定基準等の条例

加算等の状況

[トップ](#) > [健康・福祉](#) > [福祉](#) > [障がい者福祉](#) > [障害者総合支援法・児童福祉法](#) > [指定台帳](#)

指定障害福祉サービス事業者等一覧表

岐阜県内における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の一覧表(平成26年6月1日現在)です。

[指定障害福祉サービス事業所等一覧表\(平成26年6月1日現在\)](#)

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(平成26年度)

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制状況(平成25年度、平成26年度の状況)をEXCELデータで提供しています。

当該データをもとに、岐阜県国民健康保険団体連合会に事業所情報が登録されていますので、請求事項についてお問い合わせください(平成26年5月21日更新)。

なお、登録データに誤り等がある場合は、県障害福祉課(身体障がい、知的障がい、障がい児事業分)、県保健医療課(精神障がい事業所関係分)までご連絡ください。(誤ったまま国保連請求を行うと、返金されない場合や、後日、給付費返還いただく場合もありますので、ご注意願います。)

報酬の状況を確認
してください。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設 ※H26.5.1現在

1. 指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護